

京都市告示第338号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会、令和元年6月4日付けで認可した西橋詰町南部町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月15日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 南巽町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	鶴田 百合子	濱砂 由佳子
代表者の住所 及び所在地	京都市西京区桂南巽町126 番地チエルシー桂501号	京都市西京区桂南巽町45番 地3

2 西橋詰町南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤井 聲舟	小宮山 景三
代表者の住所 及び所在地	京都市下京区西橋詰町777 番地	京都市下京区寺町通り五条上 る西橋詰町767-1

(文化市民局地域自治推進室)